

改正

平成29年10月4日29千子子支発第633号

千代田区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区（以下「区」という。）が保育士等のキャリアアップに係る賃金改善のために要した費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、保育士等が保育の専門性を高めながらやりがいを持って働くことができる勤務条件の向上に寄与し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助対象施設)

第2条 この要綱による補助の対象となる施設又は事業所（以下「補助対象施設」という。）は、次の各号に掲げるもののうち、国、地方公共団体以外の者が設置するものであって千代田区内（以下「区内」という。）に所在するものとする。ただし、第2号ウ及びエの事業について、東京都内（区内を除く。）にその事業所が所在し、かつ、千代田区民の児童が利用する事業所にあつては、補助の対象とする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条の規定により区長の確認を受け、適正な運営が確保されている次の施設

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）。ただし、東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成27年3月16日付26福保子保第2960号）の交付対象施設は除く。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）

(2) 子ども・子育て支援法第43条の規定により区長の確認を受け、適正な運営が確保されている次の事業所

ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を実施する事業所（以下「家庭的保育事業所」という。）

イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する事業所（以下「小規模保育事業所」という。）

ウ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を実施する事業所（以下「居

宅訪問型保育事業所」という。)

エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を実施する事業所（以下「事業所内保育所」という。)

(3) 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。)

(4) 区が運営の支援を行う次の施設

ア 千代田区幼保一体施設内保育園運営費等補助要綱（平成24年2月1日付23千子支発第1536号）に規定する幼保一体施設内保育園（以下「幼保一体施設内保育園」という。)

イ 千代田区保育室運営事業補助要綱（昭和49年7月19日制定）に規定する保育室（以下「保育室」という。)

ウ 認可外保育所事業実施細目（平成26年3月24日付25千子支発第1646号）に規定する認可外保育所（以下「認可外保育所」という。)

エ 千代田区緊急保育施設運営費等補助要綱（平成22年3月31日付21千こ支発第1896号）に規定する緊急保育施設（以下「緊急保育施設」という。)

2 補助対象施設は、別表第1に定めるキャリアパス要件が満たされていなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、居宅訪問型保育事業所又は事業所内保育所において、施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（平成27年3月31日府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づくキャリアパス要件届出書を区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）又は事業所が所在する区市町村に提出していない場合

(2) 補助対象施設のうち、千代田区保育施設等加算給付実施要綱（平成27年3月31日付26千子支発第1876号）で規定する給与等処遇改善事業実施加算又は千代田区認証保育所運営費等補助要綱（平成15年7月8日付15千保子支発第218号）若しくは第1項第4号に掲げる各要綱等に規定する保育士処遇改善事業補助（以下「区処遇改善事業」という。）の対象となる施設・事業所において、区処遇改善事業により職員の処遇改善を実施しない場合

（補助対象者の欠格事項）

第3条 前条の規定にかかわらず、補助対象施設の設置者又は運営者（以下「設置者」という。）

が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 千代田区暴力団排除条例（平成24年千代田区条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団であること。
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に、千代田区暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者があること。

2 教育長は、次のいずれかに該当する補助対象施設の設置者を、補助金の交付の対象としないことができる。

- (1) 児童福祉法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）等の関係法令の規定に違反したもの
- (2) 児童福祉法、社会福祉法等の関係法令の規定に基づく国の行政機関の長又は地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書によるものに限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又はその見込みのないもの

（補助対象経費）

第4条 この要綱による補助の対象となる経費は、補助対象施設に勤務する職員（非常勤の職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。以下同じ。）の人件費のうち、別表第2の1に定める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第18号に規定する処遇改善等加算の賃金改善要件分により賃金改善を行った経費及び区処遇改善事業により賃金改善を行った経費は、補助対象経費から除外する。

（補助金の額）

第5条 この要綱による補助金の額は、別表第2第2項により算定した賃金改善に要した経費の総額と、別表第3に定める定員別・年齢別単価表に基づいて算定した額（以下「基本額」という。第4項から第6項までの規定により基本額を減額する場合は、次の式に基づいて算定した額とする。）を比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

減額後の基本額＝基本額×0.5^a

a：第4項から第6項までのうち、減額の規定の適用をした項の数

2 事業所内保育所以外の施設又は事業所に係る補助金の額の算定における基本額は、別表第3に

規定する定員別・年齢別の単価に、各月の初日に在籍している児童数（居宅訪問型保育事業所にあつては、区内に住所を有する児童の数に限る。）をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。

3 事業所内保育所に係る補助金の額の算定における基本額は、次のア及びイにより算定した額の合計額とする。

ア 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日付厚生労働省令第61号）第42条に規定するその他の乳児又は幼児の定員枠を利用する児童 別表第3に規定する定員別・年齢別の単価に、各月の初日に在籍している当該児童（区内に住所を有するものに限る。）の数をそれぞれ乗じて得た額の合計額

イ 当該事業所内保育所を設置又は委託している法人等の従業員が監護する児童 別表第3に規定する定員別・年齢別の単価に、各月の初日に在籍している当該児童（区内に住所を有するものに限る。）の数をそれぞれ乗じて得た額の合計額に、100分の84を乗じて得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）

4 認可保育所、認定こども園、認証保育所、幼保一体施設内保育園、保育室、認可外保育所又は緊急保育施設において、3年（補助金の交付を受ける年度及び直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価（「東京都における福祉サービス第三者評価（指針）」の改正について（通知）（平成24年9月7日付24福保指指第638号）に規定するものをいう。以下同じ。）を受審せず、又は結果を公表しない場合は、基本額を減額する。ただし、この要綱による補助を新たに受けた施設については、当該補助を新たに受けた年度の翌年度（年度の途中（4月2日から翌年3月31日まで）に開設した施設にあつては翌々年度）までは、福祉サービス第三者評価を受審し、及びその結果を公表したものとして取り扱う。

5 認証保育所、幼保一体施設内保育園、保育室、認可外保育所又は緊急保育施設において、補助金の交付を受ける年度内に、東京都子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月29日付27福保子計第249号）5（2）ア及びイ（イ）のうち、地域保育コースの地域型保育に係る研修を修了した職員（以下「子育て支援員研修修了者」という。）を1人以上配置しない場合は、基本額を減額する。ただし、東京都認証保育所事業実施要綱7（1）ウの規定により算出した総所要保育従事職員が全て常勤有資格者である場合又は総所要保育従事職員のうち常勤有資格者以外の職員が全て子育て支援員研修修了者である場合は、この限りでない。

6 認可保育所、認定こども園、事業所内保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、認証保育所、幼保一体施設内保育園、保育室、認可外保育所又は緊急保育施設において、次の各号のいずれかに該当しない場合は、基本額を減額する。ただし、補助対象施設に保育

に従事する非常勤職員がない場合は、第3号に該当しているものとみなす。

- (1) 保育士等キャリアアップ補助金に係るモデル賃金等公表要領（平成29年3月31日付28福保子保第5048号）により、補助対象施設（家庭的保育事業に係るものを除く、）における保育従事職員のモデル賃金等を作成し、交付対象年度の翌年度の6月5日までに教育長に提出すること。なお、モデル賃金とは、一定の条件下において標準的に昇格又は昇進をしていった場合の賃金推移をモデル化したものをいう。
- (2) 保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領（平成27年9月24日付27福保子保第691号）により、別表第4第3号の規定により作成した財務情報等の公表様式を作成し、交付対象年度の翌年度の6月5日までに教育長に提出すること。
- (3) 補助金の交付額について、補助対象施設に勤務する保育に従事する非常勤職員の賃金改善に要する経費に充てること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類を作成し、教育長に提出すること。

（交付申請）

第6条 この要綱による補助金の交付を受けようとする設置者は、4月から9月までの算定対象児童数が確定した後に、及び10月から翌年3月までの算定対象児童数が確定した後に、次の表に定める書類を添付の上、交付申請書（第1号様式）を教育長に提出するものとする。ただし、事業計画書及びキャリアパス要件届出書にあつては、同一年度内における2回目の交付申請の際は、提出することを要しない。

施設又は事業所の種類	書類の名称
共通	所要額調書（第2号様式）
	基本額算定内訳（第3号様式）
	これらのほか、教育長が必要と認める書類
認証保育所、幼保一体施設内保育園、保育室、認可外保育所又は緊急保育施設	キャリアパス要件届出書（第4号様式）

（交付決定）

第7条 教育長は、前条に規定する交付申請があつたときは、それらの関係書類を審査した上、補助金の交付を適当と認めるときは、交付決定通知書（第5号様式）により当該申請者に通知する。

2 前項の規定による補助金の交付決定をする際には、別表第4に定める条件を付する。

(交付請求等)

第8条 前条第1項の規定による交付決定を受けた設置者は、請求書（第6号様式）により区長に補助金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項に規定する請求があったときは、審査の上、速やかに補助金を交付する。

3 前条第1項の規定による交付決定を行った日が属する会計年度内において、別表第3に定める単価等の改定を行った場合であって、当該改定後の規定により算定される補助金の額が、既に交付した補助金の額を上回るときは、区長は、その差額を追加で交付することができる。この場合において、当該差額に係る補助金の請求等手続については、前2項の規定を準用する。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた設置者は、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき又は設置者がこの要綱による補助事業の廃止の承認を受けたときは、教育長の指定する期日までに、次の表に定める書類を添付の上、実績報告書（第7号様式）を教育長に提出しなければならない。

施設又は事業所の種類	書類の名称
共通	所要額精算書（第8号様式）
	賃金改善実績報告書（第9号様式）
	補助事業に係る決算報告書
居宅訪問型保育事業所又は事業所内保育所	賃金改善に要した費用算定内訳（第10号様式）

2 居宅訪問型保育事業所又は事業所内保育所が他の区市町村においてこの要綱と同様の趣旨による補助金を受けている場合にあっては、前項に定める賃金改善実績報告書及び賃金改善に要した費用算定内訳は、各区市町村の補助額等を合算したものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 教育長は、前条の実績報告を受けたときは、必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、当該報告に係る補助金の使途が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（第11号様式）により設置者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 教育長は、補助金の交付決定を受けた設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この規定は、前条の規定による補助金の額の確定を行った後においても適用されるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは当該交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定を受けた設置者が第3条に該当するに至ったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が補助金の交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 教育長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、取消通知書（第12号様式）によりその旨を設置者に通知し、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、区長は、返還・返戻通知書（第13号様式）により期限を定めて、設置者に対しその返還を命ずるものとする。この規定は、既に交付した補助金の額が前条の規定により確定した補助金の額を超えている場合において準用する。

（違約加算金及び延滞金）

第12条 前条第2項の規定により補助金の返還を命ぜられた設置者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 前条第2項の規定により補助金の返還を命ぜられた設置者は、これを納期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（準用）

第13条 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、千代田区補助金等交付規則（昭和48年千代田区規則第15号）に定めるところによるものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 第5条第4項に規定する福祉サービス第三者評価は、幼保一体施設内保育園、保育室、認可外保育所又は緊急保育施設のうち平成28年度に補助を受ける施設にあつては翌々年度までは、実施したものとして取り扱う。

3 第5条第5項に規定する子育て支援員研修修了者は、平成28年度に限り、置かないことができる。平成29年度に補助を受ける施設については、第5条第5項中の「補助金の交付を受ける年度内に」を「補助金の交付を受ける年度内又はその前年度のいずれかに」と読み替えるものとする。

附 則（平成29年10月4日29千子支発633号）

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

キャリアパス要件

次の各号に掲げる事項の全てに適合していなければならない。

(1) 施設又は事業所の職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件（賃金に関するものを含む。）及び賃金体系（一時金等の臨時に支払われるものを除く。）を定めていること。

(2) 施設又は事業所の職員と意見を交換しながら、資質を向上させるために日々取り組むべき事項を定めるとともに次のア及びイに掲げる事項についての具体的な計画を策定の上、当該計画に基づく研修（通常の業務中に行う研修を除く。以下同じ。）を実施し、若しくはその機会を確保し、又は必要な支援を実施していること。

ア 施設又は事業所の職員の能力の評価方法に関すること。

イ 幼稚園教諭の免許又は保育士の資格等を取得しようとする者に対して、これら免許等を取得するために必要な支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等をいう。）の実施方法に関すること。

(3) 前2号に規定する内容について、就業規則等により明確に定め、かつ、これを施設又は事業所の全ての職員に周知していること。

別表第2（第4条、第5条関係）

1 補助対象経費

項目	内容
補助対象経費の用途	職員の賃金改善に要する経費であること。
賃金改善の期間の範囲	4月から翌年3月までに実施した賃金改善を範囲とする。ただし、年度の途中に開設した施設又は事業所にあつては、その開設

した月から直近の3月までとする。

2 賃金改善に要した経費の総額の算定

- (1) 賃金改善に要した経費の総額は、補助対象施設に勤務する職員に対して現に支給した賃金の額から、施設又は事業所の区分に応じて次の表に定める基準年度において支給していた賃金の額（以下「基準額」という。）並びに第4条第2項に定める経費の額及び告示における人件費の改定に係る額を減じて得た額とする。

施設又は事業所の種類	基準年度
認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、居宅訪問型保育事業所又は事業所内保育所	<p>ア 平成27年3月31日以前において既に認可保育所として開設されていた施設であつて、平成26年度に千代田区私立認可保育所保育士処遇改善事業補助要綱による補助を受けていたもの 平成24年度</p> <p>イ ア以外のもの 子ども・子育て支援法による区長の確認を受け、当該確認の効力が発生する日が属する年度の前年度</p>
認証保育所、幼保一体施設内保育園、保育室、認可外保育所又は緊急保育施設	この要綱による補助金の交付を新たに受ける年度の前年度

- (2) 退職手当は、支給していた賃金には含まない。
- (3) 基準年度の翌年度以降に採用された新規職員の基準額は、基準年度において補助対象施設に勤務する職員に適用していた賃金の算定方法を当該新規職員に適用したならば支給されたであろう賃金の額とする。
- (4) 基準年度において開設されていなかった施設又は事業所の職員の基準額は、当該施設又は事業所が所在する地域における賃金水準と均衡が図られていると認められる額とする。

別表第3（第5条関係）

対象施設・事業	定員区分	年齢区分	単価（円）
認可保育所	51人から60人まで	4歳以上児	6,440
		3歳児	7,420
		1、2歳児	14,840
		0歳児	25,480
	61人から70人まで	4歳以上児	5,880

		3歳児	6,860
		1、2歳児	14,280
		0歳児	24,920
	71人から80人まで	4歳以上児	5,460
		3歳児	6,440
		1、2歳児	13,860
		0歳児	24,500
	81人から90人まで	4歳以上児	5,040
		3歳児	6,020
		1、2歳児	13,440
		0歳児	24,080
	91人から100人まで	4歳以上児	4,200
		3歳児	5,180
		1、2歳児	12,600
		0歳児	23,240
	101人から110人まで	4歳以上児	4,060
		3歳児	5,040
		1、2歳児	12,460
		0歳児	23,100
	111人から120人まで	4歳以上児	3,920
		3歳児	4,900
		1、2歳児	12,320
		0歳児	22,960
	121人から130人まで	4歳以上児	3,780
		3歳児	4,760
		1、2歳児	12,180
		0歳児	22,820
	131人から140人まで	4歳以上児	3,640
		3歳児	4,620

	141人から150人まで	1、2歳児	12,040
		0歳児	22,680
		4歳以上児	3,500
		3歳児	4,480
		1、2歳児	11,900
		0歳児	22,540
認定こども園	41人から50人まで	4歳以上児	9,240
		3歳児	10,220
		1、2歳児	17,640
		0歳児	28,280
	51人から60人まで	4歳以上児	8,120
		3歳児	9,100
		1、2歳児	16,520
		0歳児	27,160
	61人から70人まで	4歳以上児	7,140
		3歳児	8,120
		1、2歳児	15,540
		0歳児	26,180
	71人から80人まで	4歳以上児	6,580
		3歳児	7,560
		1、2歳児	14,980
		0歳児	25,620
	81人から90人まで	4歳以上児	6,020
		3歳児	7,000
		1、2歳児	14,420
		0歳児	25,060
	91人から100人まで	4歳以上児	5,180
		3歳児	6,160
		1、2歳児	13,580

	101人から110人まで	0歳児	24,220	
		4歳以上児	4,900	
		3歳児	5,880	
		1、2歳児	13,300	
		0歳児	23,940	
	111人から120人まで	4歳以上児	4,620	
		3歳児	5,600	
		1、2歳児	13,020	
		0歳児	23,660	
	家庭的保育事業所	—	0、1、2歳児	22,680
小規模保育事業所（C型）	6人から10人まで	0、1、2歳児	20,580	
居宅訪問型保育事業所	—	0、1、2歳児	67,340	
事業所内保育所（小規模保育事業A型基準適用）	5人まで	特例給付対象児	38,220	
		1、2歳児	38,220	
		0歳児	48,720	
	6人から12人まで	特例給付対象児	22,120	
		1、2歳児	22,120	
		0歳児	32,620	
	13人から19人まで	特例給付対象児	17,780	
		1、2歳児	17,780	
		0歳児	28,280	
	事業所内保育所（小規模保育事業B型基準適用）	5人まで	特例給付対象児	32,900
			1、2歳児	32,900
			0歳児	41,160
6人から12人まで		特例給付対象児	18,620	
		1、2歳児	18,620	
		0歳児	26,880	
13人から19人まで		特例給付対象児	14,840	
		1、2歳児	14,840	

		0歳児	23,100	
事業所内保育所（定員20人以上）	20人から30人まで	特例給付対象児	17,780	
		1、2歳児	17,780	
		0歳児	28,420	
	31人から40人まで	特例給付対象児	16,100	
		1、2歳児	16,100	
		0歳児	24,740	
	41人から50人まで	特例給付対象児	15,820	
		1、2歳児	15,820	
		0歳児	26,460	
	51人から60人まで	特例給付対象児	14,840	
		1、2歳児	14,840	
		0歳児	25,480	
61人以上	特例給付対象児	14,280		
	1、2歳児	14,280		
	0歳児	24,920		
認証保育所 幼保一体施設内保育園 保育室 認可外保育所 緊急保育施設	20人まで	4歳以上児	12,880	
		3歳児	13,860	
		1、2歳児	21,280	
		0歳児	31,920	
	21人から30人まで	4歳以上児	9,380	
		3歳児	10,360	
		1、2歳児	17,780	
		0歳児	28,420	
	31人から40人まで	4歳以上児	7,700	
		3歳児	8,680	
		1、2歳児	16,100	
		0歳児	26,740	
	41人から50人まで		4歳以上児	7,420

	3歳児	8,400
	1、2歳児	15,820
	0歳児	26,460

備考

- 1 認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は事業所内保育所の定員は、利用定員とする。
- 2 認定こども園の定員は、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号の認定に係る児童の定員の合計とし、同項第1号の認定に係る児童の定員数はこれに含めない。
- 3 認証保育所の定員は、東京都認証保育所事業実施要綱2(3)に定める定員とする。
- 4 幼保一体施設内保育園、保育室、認可外保育所又は緊急保育施設の定員は、認可外保育施設に対する指導監督要綱(昭和57年6月15日付56福児母第990号)第5条に規定する届出による定員とする。
- 5 年齢区分の欄における年齢は、年度の初日の前日における満年齢とする。なお、子ども・子育て支援法第30条第1項第3号に規定する特例地域型保育給付費の支給対象児童については、特例給付対象児として区分する。

別表第4(第7条関係)

- (1) 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならない。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合については、この限りでない。
- (2) 賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては、適切な方法により行うこと。
- (3) 保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領(平成27年9月24日付27福保子保第691号)により、補助金の交付を受けた年度における施設又は事業所の運営に係る財務情報等を作成し、交付対象年度の翌年度の6月5日までに教育長に提出するとともに、施設又は事業所の利用者及びその職員に対し、分かりやすい方法により公表しなければならない。
- (4) 賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならない。

- (5) この補助金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、教育長は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- (6) 設置者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。ただし、アに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。
- ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (7) 設置者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により教育長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (8) 教育長は、補助事業の円滑適正な遂行を図るため、その遂行の状況に関し設置者に対し報告を求めることができる。
- (9) 教育長は、前2号に定める報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って補助事業を遂行すべきことを設置者に対し命ずることができる。なお、教育長は、設置者がこの命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命じ、又は交付決定を取り消すことができる。
- (10) 設置者は、補助対象施設の運営に当たっては、関係法令等に留意し、遵守しなければならない。

様式（略）